

## 小田原市地域防災計画・水防計画の改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市地域防災計画・水防計画の改正
政策等の案の公表の日	令和4年（2022年）5月13日（金）
意見提出期間	令和4年（2022年）5月13日（金）から 令和4年（2022年）6月13日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、 防災対策課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	28件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

#### 〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	7件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	3件
C	今後の検討のために参考とするもの	4件
D	その他（質問など）	14件

<具体的な内容>

(1) 第1編 地震災害対策計画に関すること

番号	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>地域防災計画について、“災害救助法”の対象はすべて改定してください。</p> <p>次の項目は改定が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所、福祉避難所対象経費</li> <li>・炊き出し及び食品の給与</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・被服、寝具の生活必需品の給与または貸与</li> <li>・医療及び助産</li> <li>・被災者の救出</li> <li>・学用品の給与</li> <li>・埋葬</li> <li>・死体の搜索、処理</li> </ul>	B	<p>「第1編第4章第12節4 災害救助法における救助の種類」において、災害救助法第4条に規定された救助の種類を記載しています。</p>
2	<p>次のとおり、地区防災計画を推進する項目を追加してもらいたい。</p> <p>「地区防災計画は、住民や地元企業が主体となり、地域の特性を踏まえつつ、相互に助け合い防災活動を行うための防災計画に関する制度で、コミュニティが持つ共助による防災力を底上げする役割を果たします。」</p>	B	<p>「第1編第3章第16節第1 市民等への周知」において、地区防災計画の策定の支援について記載しています。</p> <p>今後、地域に対し、制度に関する周知・啓発を図った上で、自主防災組織への支援を行い、地区防災計画策定について推進します。</p>
3	<p>P9 4 市の受援計画の策定 非常時優先業務に効果的・効率的に配分・配置「し」を「するため」に変更する。</p>	D	<p>その後続く文章で、「市職員と応援職員等が連携し災害対応を行えるよう市受援計画を策定します。」と記載しており、ご意見どおりの修正だと意味が通らなくなるため、原案のままとします。</p>

番号	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
4	P12 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 「優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する」を「優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を作成する」に変更する。	D	作成する優先順位を示した文章になるので、反映しません。
5	P12 第1節 計画的な土地利用と市街地整備 「また、災害の危険性等の高い地域の実情に応じて、避難の優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を早期に作成するとともに、立地適正化計画等を踏まえ、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。」に変更する。	D	内容については変更が無いので、原案のままとします。
6	P14 1 津波避難の基本的考え方 “ ”部分を挿入し、文章を変更する。 ・今まで感じたことのないような強い揺れ“あるいは1分以上の長い揺れ”を感じた時は、 ・それ以外の人は、基準水位2m以下“地区”の“建物”2階以上へ！	D	小田原市津波防災地域づくり推進計画に記載している「小田原方式津波避難要領」に基づいて記載しているため、反映いたしません。
7	P15 2 津波ハザードマップの作成 「情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項」とありますが、現在のハザードマップには記載されていないので、削除すべきです。	C	今後のハザードマップの更新時等に検討します。 なお、情報伝達方法に関しては、ハザードマップの情報面に掲載しています。
8	P16 7 (1) 水平避難を安全にするための対策 (2)に合わせ、「木造建築物」を「建物」に変更。	A	文章前段部分を、「地震の揺れにより建物が倒壊してしまわないように耐震化されていること」に修正します。

番号	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
9	P17 1 津波避難確保計画の作成と訓練の実施 避難訓練の「実施」を「年1回実施」に変更する。	A	「原則年1回以上」を追加します。
10	P18 個別避難計画について、市は自治会が作成するのを支援するのではないのでしょうか。 個別支援計画の訓練、運用も市が実行するように読み取れますが、避難支援の実施は地域の住民なので正しくないのでは。	D	災害対策基本法第49条の14の規定により、個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされています。 市が運用を実行するように記載はしておりませんので、修正しません。
11	P20 1 (2)「危機意識の共有等」のタイトルを「2 地域で危機意識の共有」に変更し、文章は次のようにする。 「津波発生時に、学校と地域住民が協力して避難行動がとれるように、防災教育・防災訓練などを通じて危機意識の共有に務めます。」	A	ご意見を参考に、番号のずれを修正しました。 文章案については、内容の変更は無いため、原案のままとします。
12	P21 5 津波訓練の実施 次に変更のとおり変更する。 「防災関係機関、地域住民、学校、事業所等が一体となって、津波情報伝達および避難誘導体制等の実践訓練を定期的実施し、防災意識の高揚及び関係各機関の相互連携体制の強化をいたします。また、訓練の際は、要配慮者の避難に配慮した訓練も実施します。」	C	今後改正を検討する際に参考にします。
13	P27 第1 避難場所等の確保及び整備 災害救助法が適用された際、避難所運営や環境整備の費用も対象となるので、食事や生活環境、衛生に関することなども追加する必要がある。	C	災害救助法の適用対象は、他分野においても広範にわたるため、他の部分への記載も含めて今後検討します。

番号	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
14	P30 2 個別避難計画の策定 市が直接策定しないため、「個別避難計画の策定を支援いたします」に変更する。	D	災害対策基本法第49条の14の規定により、個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされているので、修正しません。
15	P38 5 災害救助法の適用について 「市は、災害救助法の適用範囲について、平時から研修等を通じて生 日、体制作りに努めます。」とあるが、意味が不明なので、「市は、災害救助法の適用範囲について」以降を下記に変更する。 「研修等を通じて適用範囲についての特別規準などの適用方法の習得に努めます。」に変更する。	A	誤字がありましたので、削除します。 特別基準に関しては、市からは随時県に相談し、県知事が内閣総理大臣の同意を得た上で定めることになるので、記載しません。
16	P40 第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達 原文は表現がだぶっているため一部省略し、次のようにする。 「地震発生後、市は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて市災害対策本部を設置し、被害規模の把握をして、早期に正確な情報収集に努め、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分します。」	D	内容については変更が無いので、原案のままとします。
17	P48 ウと同様に扱う必要があるため、次のようにする。 (2) エ 避難行動要支援者（災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとる際に、支援を必要とする方）も、設備が整っている場所に避難してもらうように努めます。」	D	避難行動要支援者は要配慮者の一部になりますので、当然ウと同様に扱われます。 そのため、原案のままとします。

番号	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
18	<p>P54 第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画 災害救助法が適用「された場合」を「した場合」に変更する。 被災者は直接修理業者に発注できないので、“修理業者の周知等の支援による応急修理の推進”は削除する。</p>	A	<p>前段 「災害救助法が適用された場合」を 「災害救助法を本市に適用した場合」に修正します。</p> <p>後段 被災者は申請の際に、市から斡旋された指定業者から見積書を取得するなどを行う必要がある為、市から指定業者の周知は必要になります。</p>
19	<p>P55 （1） 障害物の除去が受けられる者 応急仮設住宅と供与との併給はできず、応急修理の提供を受けたものは応急仮設住宅の供与の併給も不可のため、「半壊又は半焼し」を「半壊（焼）又は床上浸水した」に変更する。</p>	A	<p>いただいた意見を参考に修正しました。</p>
20	<p>P56 （3） 復興に向けた対策 アの冒頭に「災害救助法が適用されたとき、」を挿入する。</p>	D	<p>災害救助法の適用が条件では無い為、修正しません。</p>

番号	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
21	<p>P62 第2節 復興体制の整備  災害規模がはっきりしない段階で具体的な体制整備はできないため、タイトルを「事前復興計画の策定」に変更する。  規模にかかわらず、事前にやるべきことは決まっているため、文章を次のとおりに変更する。</p> <p>「大規模災害発生後、迅速かつ的確に復興対策を実行できるように、住民の合意形成を図りながら事前復興の取り組みを推進する。事前に取り組める内容は次の通りです。</p> <p>危険度判定等の体制。罹災証明書発行の体制。建設型応急住宅の候補地確保。</p> <p>賃貸型応急住宅確保のために関係団体との協定。復興計画等の策定手順検討。」</p>	C	今後事前復興計画に関する記載の検討とする際に、参考にします。
22	<p>P62 イ 遅延する例がよくあるため、「災害時は申請が集中するので、人員増強などをして罹災証明書は遅滞なく交付するようにいたします。」を後に追加する。</p>	B	「地域防災計画第1編第5章第3節第6-2 罹災証明の根拠となる住家の被害認定調査」において、「市は、速やかに罹災証明の交付体制を確立するとともに」としており、迅速な交付体制の確立については既に記載しております。
23	<p>P63 1 被災者の経済的再建支援  各種調査の必要性や、「実施時期の違い」を「調査目的の違い」に変更する。</p>	D	修正意見の主旨が不明なため原案のままとします。

番号	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
24	P63 第6章 東海地震に関する事前対策 第6章の東海地震に関する項目は全文削除する。	D	大規模地震対策特別措置法は廃止されていないため、削除は行いません。

## （2）第2編 風水害対策計画（水防計画）に関すること

25	P112 1 浸水対策 「内水浸水想定区域図を作成し」とありますが、いつ作成されますか。時期不明であれば削除すべきです。	A	ご意見を参考に、修正しました。また、内水ハザードマップの基礎資料である内水浸水想定区域図は作成済みであり、今後、内水ハザードマップとして取りまとめ、周知を図ります。
26	P113 （1）高潮ハザードマップの作成・公表 避難場所などを記載したハザードマップを作成し、ホームページに掲載するとありますが、予定がなければ削除すべきです。	D	今後ハザードマップの更新などを行う際に、作成します。
27	P113 高潮避難場所をホームページに公表してください。	D	ハザードマップの更新に合わせて公表します。
28	P136 3 個別避難計画の策定 市が計画を策定しないため、「個別避難計画の策定の支援をいたします。」に変更する。	D	災害対策基本法第49条の14の規定により、個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされています。

## 4 提出意見と関係なく変更した点

次のとおり、字句や参照箇所等の修正を行いました。

新旧対照表ページ	改正後	改正前	修正理由
18	また、河川や高潮に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、 <u>県の治水計画等に</u>	また、河川や高潮に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、 <u>計画的にこれを推</u>	具体的な表現に修正

	<u>基づいた整備を促進</u> して いきます。	<u>進</u> していきます。	
26	高齢者等の要配慮者は、 火災等の災害に遭遇した <u>際</u> 、自己対応能力が <u>十分で</u> <u>ない</u> 場合に死傷等に至る おそれが高いので、	高齢者等の要配慮者は、 火災等の災害に遭遇した <u>場合</u> 、自己対応能力が <u>劣る</u> <u>ことから</u> 死傷等に至るお それが高いので、	表現の修正
105	本章「 <u>第3節 河川改修</u> 」 を、下水道計画における排 水施設等の整備について は「 <u>第4節 第2 下水道</u> <u>施設の整備</u> 」を準用しま す。	本章「 <u>第5節 河川改修</u> 」 を、下水道計画における排 水施設等の整備について は「 <u>第6節 第2 下水道</u> <u>施設の整備</u> 」を準用しま す。	参照箇所の 修正
106	◎関連箇所：本章「 <u>第3節</u> <u>河川改修</u> 」 ◎関連箇所：本章「 <u>第4節</u> <u>第2 下水道施設の整備</u> 」	◎関連箇所：本章「 <u>第5節</u> <u>河川改修</u> 」 ◎関連箇所：本章「 <u>第6節</u> <u>下水道施設の整備</u> 」	参照箇所の 修正
115	<u>重要水防箇所の施設の維</u> <u>持補修を促進</u> します。	<u>重要水防区域にある、県が</u> <u>管理する河川施設を優先</u> <u>しながら維持補修を促進</u> します。	表現の修正